



四国税理士会報

第400号
2019.6.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 清田 明弘
●編集人 / 松岡 真澄美
●ホームページ / <http://www.shikoku-zei.or.jp>



おかげさまで400号

撮影者 徳島支部 岩佐 誠志

主な記事

400号記念特集

部・委員会だより ～調査研究部～

平成30年度租税教室特集



400号記念



秋田 耕三 会員 (池田支部)

351号 吉野川にはラフティングもある

394号 県別対抗ソフトボール大会



丹下 真由美 会員 (松山支部)

350号 桜の城 (松山城)



荻山 英記 会員 (松山支部)

334号 湖面の紅葉 (栗林公園) (高松市)



松田 哲也 会員 (高松支部)

338号 はりまや橋



(故) 川添 宏 氏 (高知支部)

311号 足摺岬灯台



(故) 川添 宏 氏 (高知支部)

表紙写真特集

353号 瀬戸内海に浮かぶ子どもの守り神



長田 勉 会員 (観音寺支部)

396号 祖谷のかずら橋



森内 昭男 会員 (徳島支部)

325号 山里のひなまつり



田中 伸廣 会員 (鳴門支部)

386号 仁淀川上久喜にある桃源郷



松岡 宣明 会員 (高知支部)

395号 平成から橋渡し (瀬戸大橋)



尾崎 健一 会員 (高松支部)

368号 豪華絢爛 西条まつり



高井 真一 会員 (伊予西条支部)

税の広場

法人が相続人から自己株式を取得した場合の課税関係について

法人が自己株式を取得するケースに遭遇する機会も今後は増えてくるかと思えます。また、その際は様々な形態による取得が想定されますが、今回は売主が相続人でみなし配当が生じるケースについて記載します。

自己株式は以前有価証券として資産に位置付けられていました。それが平成18年度税制改正で自己株式の取得は資本の払戻しと整理され純資産の控除とする扱いに変更となり、自己株式の取得は資本等取引と考えられるようになりました。

通常、自己株式を取得した場合は、これを資産計上しないで資本金等の額を減少させます。

しかし、自己株式の譲渡対価の額がその株式に対応する資本金等の額を超える場合には、その超える部分については利益積立金からの払い戻しがあったものとされ利益の配当とみなされます。


通常みなし配当が生じるケースでは譲渡した個人側では利益の配当とみなされた部分は、配当所得として所得税が課され、譲渡した株式に対応する資本金等の額は株式の譲渡対価の額とされ株主側の簿価との差額が株式の譲渡損益として認識し譲渡所得に所得税が課されます。

しかし、今回取り扱うケースでは「相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例（措法9の7）」の適用があります。この特例は相続の開始があった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以降3年を経過する日までの間に、相続税の課税の対象となった非上場株式をその発行会社に譲渡した場合は、すべて譲渡所得に係る収入金額とされます。

この特例の適用を受けた場合には、個人側ではみなし配当課税が行われず、全て株式の譲渡所得として取り扱われます。そのため自己株式を取得した法人側においては、みなし配当部分である利益積立金額を減少させるのかという疑問点がでてくるかと思えます。

法人が自己株式を取得した場合であっても、令第23条3項に列挙する事由（金融商品取引所の開設する市場における購入、事業の全部の譲受け、合併等による移転等）による場合には、みなし配当課税を行わないと規定されています。今回の「相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当の課税の特例（措法9の7）」については、これらの事由として列挙されていないため、通常の自己株式の取得同様に、取得資本金額等を超える部分の金額は、利益の配当とみなして取り扱うことになります。

そのため自己株式を取得する法人側では利益の配当と考え、相続人個人にみなし配当課税がされない場合でも、取得資本金額を超える部分がある場合には、その超える部分を利益積立金額から減少させます。



税 理 士 証 票 の 提 示

会 員 章 の 着 用

を 励 行 し ま し ょ う